

令和6年度ノウフク・ブランド構築に向けた農福連携マルシェの企画運営 および企業等との連携促進事業業務委託仕様書

1 目的

農林水産業分野における障がい者の就労拡大に向けては、農林水福連携により生産された農林水産物やその加工品（以下、「農福商品」という。）の販路拡大により、農林水福連携に取り組む事業者の収益力向上が重要である。

そこで、本事業では、農福商品の販路拡大に向け、量販店等において農福連携マルシェを開催する。また、農福商品の魅力向上を図るため、企業等による農福商品の新規開発支援や新規品目導入の技術支援に取り組む。

2 業務委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務委託内容

①農福連携マルシェの開催および農福商品の販売促進

農福連携マルシェの開催

- ・直売所やスーパー等の7か所以上（うち1か所以上は開催実績がない場所[※]）で開催すること。なお、出店先は、県と協議の上、決定すること。
※これまでに農福連携マルシェを開催した場所は、別紙「農福連携マルシェの開催場所一覧」を参照すること。
- ・出品者や農福商品の募集及び調整等を行い、各回5者以上の就労継続支援事業所等から、農福商品合計10点以上を出品すること。
- ・チラシやポスター等の告知ツール、各種メディア・SNS等を活用し、幅広く情報発信・販売促進を図ること。
- ・厚生労働省が示す農福連携ポスターやのぼりを積極的に活用すること。なお、のぼりについては、担い手支援課から貸与する。
- ・マルシェ出店に掛かる費用（運送料、簡易な売り場の設置、出店手数料 など）は、出店先や福祉事業者と協議の上、業務委託費の範囲内で受託事業者から支払うこと。
- ・就労継続支援事業所等が自らマルシェに出品できるように、出店先との手続きを行えるよう、支援すること。
- ・マルシェ開催後、出品者と出店先の振り返りの機会を設けること。その際、出店先からのフィードバック（売れる作目、品質、量目 など）を受けようとする。
- ・就労継続支援事業所等が、マルシェ開催後も継続して出店先に出品できる仕組みを整えるよう支援すること。

農福商品の販売促進

- ・農福連携に取り組む1者以上の事業者に対して、商品のブラッシュアップに向けた助言・指導を行うこと。
- ・農福連携に取り組む1者以上の事業者に対して、販路拡大に向けた提案を行い、少なくとも1品目以上の農福商品の新規成約に繋がるよう販路開拓の支援を行うこと。

②新規商品の開発支援及び新規品目導入等の技術支援

新規商品の開発支援

- ・農福商品のブラッシュアップ等を希望する就労継続支援事業所等と農福連携に賛同する学校、農林水産事業者及び企業等や専門家（以下「賛同企業等」）をマッチングし、新たな商品開発を1件以上行うこと。
- ・賛同企業等とのマッチングは、就労継続支援事業所等の意向を踏まえた上で行うこと。

新規品目導入等の技術支援

- ・就労継続支援事業所等が生産する農林水産物の新規品目導入や品質向上に向け、栽培等にか

かる技術支援を1品目以上行うこと。

- ・栽培技術指導を効率的かつ効果的に進めるため、地域の農林水産事業者等、栽培技術を有する専門家の派遣等を行い、連携体制の構築につなげること。

③好事例の情報共有による意識啓発

- ・新規商品、新規品目や企業等との連携ノウハウ等を事業所間で情報共有する場を設けること。
- ・情報共有の場は1回以上を設けるものとする。なお、情報共有の場は、商品の販路拡大、魅力発信等に繋がるような内容とするなど工夫すること。

④事業実施報告書の作成

- ・事業の実施内容について、使用した資料及び概要を記録し、報告書としてまとめるとともに、委託料の実績書（明細が示されたもの）についても作成すること。
- ・事業実施報告書は、正本1部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

⑤その他

- ・支援対象である就労継続支援事業所等は次のとおりとする。

就労継続支援A型事業所

（ただし、経営改善計画又は賃金向上計画を三重県に提出している事業所に限る）。

就労継続支援B型事業所

生産活動を行っている生活介護事業所及び地域活動支援センター

（ただし、工賃向上計画を作成し工賃の向上に意欲的に取り組む事業所に限る）。

4 留意事項

- (1) 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- (2) 委託料には、上記3に記載した業務遂行に要する費用の一切を含む。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造または不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

5 契約上限額 1, 850, 756円（消費税及び地方消費税を含む）

6 納入する成果品

令和7年3月14日（金）までに、業務報告書を紙媒体（正本1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて三重県農林水産部担い手支援課へ提出すること。

7 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(保有の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
(個人情報の適正管理)
- 第10条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
(個人情報の返還、廃棄又は消去)
- 第11条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)
- 第12条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱い

に関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。